

# 平成 29 年度 第 1 回静岡県教育振興基本計画推進委員会

平成 29 年 9 月 26 日 (火)  
午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで  
県庁別館 9 階特別第二会議室

## 次 第

### 1 開会

### 2 議題

- (1) 次期静岡県教育振興基本計画の第一次案について
- (2) その他

### 3 閉会

静岡県教育振興基本計画推進委員会 委員一覧

(委員長、以下 50 音順、敬称略)

氏 名	役 職
やの ひろのり 矢野 弘典 (委員長)	(一社) ふじのくにづくり支援センター理事長
たけい あつし 武井 敦史	静岡大学大学院教育学研究科教授
たなか ひらき 田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部教授
ふじた ひさのり 藤田 尚徳	株式会社なすび専務取締役
まつなが ゆみこ 松永 由弥子	静岡産業大学情報学部准教授
わたなべ たえこ 渡邊 妙子	(公財) 佐野美術館館長

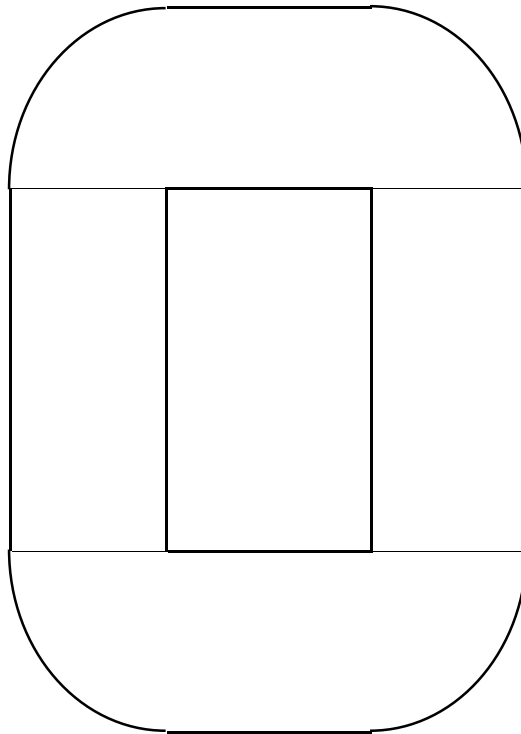
# 第1回静岡県教育振興基本計画推進委員会 座席表

日時 平成29年9月26日(火)13時30分～15時30分

場所 県庁別館9階特別第二会議室

入口

矢野弘典  
委員長



渡邊妙子  
委員

松永由弥子  
委員

武井敦史  
委員

田中啓  
委員

陪席者席

陪席者席

報道席

藤田尚徳  
委員

事務局

事務局

入口

## 資料 1

### 静岡県教育振興基本計画推進委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 静岡県教育振興基本計画の策定及び評価に関して、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、静岡県教育振興基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (組織)

第2条 委員会は、6人以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者、学校教育関係者等のうちから、静岡県教育振興基本計画推進本部長が選任する。

#### (任期)

第3条 委員の任期は、選任の日から選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とし、増員した委員の任期は現任者の残任期間とする。

#### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、静岡県教育振興基本計画推進本部長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、必要に応じ第2条に定める委員以外の者の出席を求めることができる。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、静岡県教育振興基本計画推進本部長が招集し、委員長が議長となる。

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、文化・観光部総合教育局総合教育課において処理する。

#### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年8月24日から施行する。

## 次期静岡県教育振興基本計画の第一次案の概要

## 1 要 旨

教育基本法第17条第2項に基づき、第4回県総合教育会議(H30.3)において、次期県教育振興基本計画を策定する。策定にあたり、知事部局、教育委員会、警察本部が連携し、庁内組織として県教育振興基本計画推進本部を設置するとともに、外部有識者からなる県教育振興基本計画推進委員会、県議会、パブリックコメント等で意見聴取を行う。

## 2 策定にあたっての課題

## (1) 構成

- ・現行の第2期計画(H26～29年度)は、第一部「基本構想」と第二部「基本計画」に分かれており、「基本構想」と地教行法改正後に策定した「ふじのくに「有徳の人」づくり大綱」(H28.2)は重複感がある。

## (2) 成果指標の達成状況と主な取組の進捗状況

- ・取組の進捗状況は90%以上が計画どおり進んでいるものの、成果指標の達成状況は約70%がC評価以下となっており、取組が成果に結び付いていない。
- ・意識指標や行動指標など、アンケート回答者の主観に大きく影響される成果指標については、外部有識者から指標として不適切であると指摘を受けている。

## 3 次期計画の概要(計画期間：H30～33年度)

## (1) 基本目標 「有徳の人」の育成

## (2) 構成

- ・「基本構想」と「基本計画」の二部構成を「基本計画」のみとする。
- ・大綱の「有徳の人」づくり宣言を大柱とし、新たな大綱の重点取組方針を中柱とする。

## (3) 成果指標

- ・小柱ごとに一つ以上の目標指標を設定(計38を設定)

## (4) 施策体系

	大柱(3)	中柱(10)	小柱(33)
第1章	「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現	1 「知性を高める学習」の充実 2 「技芸を磨く実学」の奨励 3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進	・確かな学力の育成 ・産業社会の担い手の育成 ・学校マネジメント機能の強化
第2章	未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現	1 グローバル人材の育成 2 イノベーションを牽引する人材の育成 3 高等教育機関の機能強化と知的・人的資源の活用	・海外留学等の相互交流の促進 ・科学技術の発展を担う人材の育成 ・高大接続改革への対応
第3章	社会総がかりで取り組む教育の実現	1 新しい時代を展望した教育行政の推進 2 地域ぐるみの教育の推進 3 誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進 4 「命を守る教育」の推進	・社会全体の意見を反映した教育行政の推進 ・家庭における教育力の向上 ・学びのセーフティネットの構築 ・防災対策の推進

※( )内は数 小柱は主なものを掲載

## 4 今後のスケジュール(案)

時期	行事名	内容
H29年11月	第2回推進本部・第2回推進委員会(29日)	2次案の決定・意見聴取
H29年12月	第3回総合教育会議・県議会・パブコメ	2次案に関する意見聴取
H30年3月	第4回総合教育会議	次期計画の策定

次期静岡県教育振興基本計画第一次案の構成

新たな「教育に関する大綱」

はじめに(知事巻頭言)

大綱の位置付け等

- 1 大綱の位置付け
- 2 大綱の期間

“ふじのくに”における教育の基本理念

1 本県教育の基本目標

「有徳の人」の育成

- ① 自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人
- ② 多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切に人
- ③ 社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人

2 「有徳の人」づくりに向けた基本姿勢

3 「有徳の人」づくり宣言

- 一、「文・武・芸」三道の鼎立
- 一、生涯にわたり多様な人材を育む教育環境の実現
- 一、地域ぐるみ、社会総がかりの教育の実現

4 「有徳の人」づくりに向けた重点取組方針

(参考) 次期県教育振興基本計画の施策体系

次期 県教育振興基本計画

はじめに(知事巻頭言)

「有徳の人」の育成に向けて(教育長巻頭言)

1 計画策定の趣旨

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 策定の経緯
- (3) 計画の期間
- (4) 県教育振興基本計画第2期計画の評価

2 計画の基本理念

- (1) 基本目標
- (2) 基本姿勢「『有徳の人』づくり宣言」
- (3) 計画の構成

3 教育を取り巻く社会情勢

4 施策体系

5 施策

第1章 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

- 1 「知性を高める学習」の充実
- 2 「技芸を磨く実学」の奨励
- 3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

- 1 グローバル人材の育成
- 2 イノベーションを牽引する人材の育成
- 3 高等教育機関の機能強化と知的・人的資源の活用

第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現

- 1 新しい時代を展望した教育行政の推進
- 2 地域ぐるみの教育の推進
- 3 誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進
- 4 「命を守る教育」の推進

結び — 計画の着実な推進のために —

大綱を再掲

県教育振興基本計画第2期計画

はじめに(知事巻頭言)

序

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画期間
- 3 計画の構成

第I部 基本構想

- 1 教育を取り巻く時代の潮流
- 2 静岡県の教育の現状と課題
- 3 静岡県の教育の基本目標
- 4 施策の基本方向
- 5 施策の体系

※各小柱の冒頭に記載

第II部 基本計画

第1章 生涯学習社会の形成

- 1 生涯学習推進体制の充実と教育施設の整備
- 2 生涯学習社会を支える指導者の養成
- 3 共生社会を支える人権文化の推進
- 4 新しい時代を展望した教育行政の推進

第2章 ライフステージの円滑な接続による人づくりの推進

- 1 幼児期の教育の充実
- 2 青少年期の教育の充実
- 3 高等教育の充実
- 4 成年期以降の教育の充実

第3章 社会総がかりで取り組む人づくりの推進

- 1 連携・協働による学校教育の充実
- 2 連携・協働による家庭教育・社会教育の充実

第4章 生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興

- 1 ふるさと“ふじのくに”の多彩な文化の創出と継承
- 2 スポーツに親しむ環境づくりの推進

第5章 現代の重要課題に対応した教育の推進

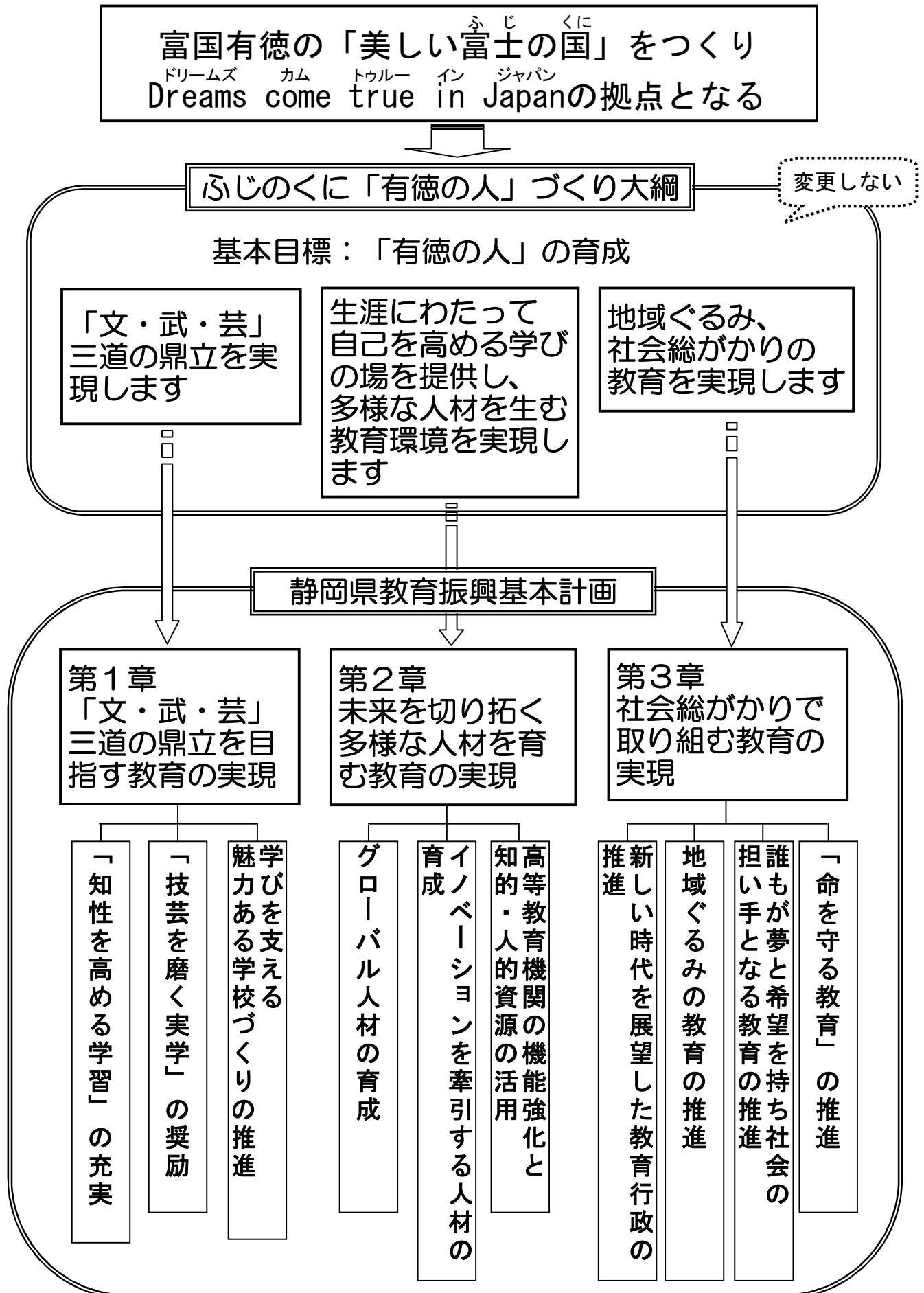
- 1 持続可能な社会の形成
- 2 高度情報社会への対応
- 3 多文化共生社会の形成
- 4 知識基盤社会と科学・技術の発展への対応
- 5 「命を守る教育」の推進
- 6 人と人とを結ぶ新たなコミュニティの創造

結び — 計画の着実な推進のために —

- 1 市町教育委員会及び教育関係機関等との連携
- 2 県民の意見・要望の把握
- 3 施策の進行管理

新たな「教育に関する「大綱」」と次期静岡県教育振興基本計画の施策体系(案)  
(平成30年度～33年度)

静岡県総合計画基本理念(案)



## 次期静岡県教育振興基本計画 施策体系(案) 大柱・中柱・小柱一覧

大柱(3本)	中柱(10本) ※大綱の重点取組方針	小柱(33本)
第1章 「文・武・芸」三道の鼎立を 目指す教育の実現	1 「知性を高める学習」の充実	(1) 確かな学力の育成 (2) 読書活動の推進 (3) 情報教育の推進
	2 「技芸を磨く実学」の奨励	(1) 産業社会の担い手の育成 (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツの推進 (3) 多彩で魅力的な文化の創造・発信と地域学の充実 (4) 世界文化遺産をはじめとする文化財の保存・活用と未来への継承
	3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進	(1) 学校マネジメント機能の強化 (2) 学び続ける教職員の育成 (3) 乳幼児期の教育・保育の充実 (4) 特別支援教育の充実 (5) 学校における健康教育の推進 (6) 私立学校の教育の充実
第2章 未来を切り拓く多様な人材を 育む教育の実現	1 グローバル人材の育成	(1) 海外留学等の相互交流の促進 (2) 外国語教育・外国人児童生徒等への教育の充実
	2 イノベーションを牽引する人材の育成	(1) 科学技術の発展を担う人材の育成 (2) 優れた研究・開発能力を持つ研究者等の育成
	3 高等教育機関の機能強化と知的・人的資源の活用	(1) 公立大学法人への支援の充実 (2) 高等教育機関の教育・研究機能の充実と成果の地域還元 (3) 高大接続改革への対応
第3章 社会総がかりで取り組む 教育の実現	1 新しい時代を展望した教育行政の推進	(1) 社会全体の意見を反映した教育行政の推進 (2) 市町の教育行政の課題などに対応した支援の充実
	2 地域ぐるみの教育の推進	(1) 家庭における教育力の向上 (2) 地域・企業等と学校の連携・協働の充実 (3) 社会教育を支援する環境の充実 (4) 社会参画に向けた教育・支援の充実 (5) 社会の持続的な発展に向けた取組の推進
	3 誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進	(1) 学びのセーフティネットの構築 (2) いじめ・不登校等の指導上の諸問題への対応 (3) 共生社会を支える人権文化の推進
	4 「命を守る教育」の推進	(1) 防災対策の推進 (2) 生活安全対策の推進 (3) 交通安全対策の推進